

明治憲法下の国民の権利－「臣民権」

明治憲法下における国民の権利は“臣民（天皇に仕える者）の権利”とされ天皇から与えられたものである。そこには“基本的人権”（生まれながらの人間の権利）という考え方はなかった。しかも、この“臣民の権利”は法律によってどのようにも制限できるようになっていた（「法律の留保」付きの権利）から、言論・集会・結社などの民主主義に欠かせない権利は、治安警察法や治安維持法などによって、大幅に制約されていた。政府はこれらの治安立法によって、共産主義に対する大弾圧（3.15事件、4.16事件など）をはじめ、学者に対する弾圧（滝川事件、天皇機関説事件、人民戦線事件など）や宗教家に対する弾圧（大本教、天理本道、キリスト教、創価教育学会など）にまで広げ、多くの国民を無権利の状態に追いやった。

1. 治安警察法（抄）（1900年）

第5条 次ニ掲グル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

- 一 現役及召集中ノ予備ノ陸海軍軍人
- 二 警察官
- 三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師
- 四 官立公立私立学校ノ教員学生生徒
- 五 女子 （以下略）

第8条 安寧秩序ヲ保持スル為、必要ナル場合ニ於テハ、警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群衆ヲ制限、禁止若ハ解散シ、又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得 （以下略）

第10条 集会ニ於ル講談論議ニシテ前条ノ規定ニ違背シ、其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於イテハ、警察官ハ其人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

- 集会、結社、民衆運動の取り締まりをきめた法律で（1900年制定）1945年廃止された。すでに集会条例・保安条例等があったが、高まる労働運動をおさえるためにストライキなどの団体行動、秘密結社の制限をしたもの。

2. 治安維持法（抄）（1925年）

第1条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ、結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ、10年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

治安維持法改定（抄）（1928年）

第1条 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社を組織シタル者、又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ、死刑又ハ無期若ハ5年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ、2年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

2 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ10年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

3 前2項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第2条 前条第1項又ハ第2項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ、7年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第3条 第1条第1項又ハ第2項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ扇動シタル者ハ7年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

- 戦前の中心的な治安立法である。普通選挙法を成立（1925年）させるにあたり、政府が最も恐れていたのは、社会主義勢力の伸長であった。そこで加藤高明内閣は共産主義者の取締りを目的とする治安維持法を制定した。これは第1条に規定されているように、「国体の変革」すなわち旧天皇制（天皇主権）を否定する者と、「私有財産制度の否認」すなわち社会主義社会の実現をめざす者を弾圧することを目的としていたが、実際には拡大解釈され、自由主義者、平和主義者など政府に批判的な者をも弾圧するという、恐るべき威力を発揮した法律である。1928年には緊急勅令で最高刑を死刑にするよう改め、1941年には全面的に改定され（予防拘禁制導入）、直接上記の目的を遂行する者にとどまらず、その準備をする者、支援する者、罪を犯すおそれのある者までも弾圧できるようにした。

共産党関係治安維持法違反数(司法省調査)

	検挙送局数	起訴数		検挙送局数	起訴数
1928年(昭和3年)	3,967	525	1938年(昭和13年)	552	101
1929年(昭和4年)	5,308	339	1939年(昭和14年)	319	90
1930年(昭和5年)	6,877	461	1940年(昭和15年)	632	149
1931年(昭和6年)	11,250	309	1941年(昭和16年)	934	156
1932年(昭和7年)	16,075	646	1942年(昭和17年)	329	145
1933年(昭和8年)	18,397	1,285	1943年(昭和18年)	269	
1934年(昭和9年)	5,947	496	1944年(昭和19年)	170	
1935年(昭和10年)	1,886	114	1945年(昭和20年)	79	
1936年(昭和11年)	1,396	139	合 計	75,681	5,162
1937年(昭和12年)	1,294	207		件	人

(大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働運動』労働旬報社)

治安維持法の犠牲者(死亡者のみ)

明らかに虐殺と考えられるもの	65 人
拷問・虐殺が原因で獄死したと考えられるもの	114 人
病気・その他理由不明のもの	1,503 人
合 計	1,682 人

(松尾洋『治安維持法』新日本新書)